

平成31年度

浦河町鳥獣被害防止対策協議会総会議案

日 時 平成31年4月26日（金）10：30～

場 所 浦河町役場大会議室

総 会 次 第

1. 会長挨拶

2. 議 案

①報告第1号 平成30年度事業報告について

②報告第2号 平成30年度収支決算について

③監査報告

④議案第1号 平成31年度事業計画(案)について

⑤議案第2号 規約の改正について

⑥議案第3号 役員改選について

3. その他

4. 閉 会

報告第 1 号

平成 30 年度事業報告について

1. 会議開催状況

開催年月日	会 議 名	出席者数	備 考
平成 30 年 4 月 12 日	第 1 回運営部会	11 名	うち猟友会 4 名出席
平成 30 年 4 月 23 日	定期総会	11 名	
平成 30 年 11 月 20 日	第 2 回運営部会	13 名	うち猟友会 6 名出席
平成 30 年 12 月 5 日	処理場の業務委託に 関する打ち合わせ	15 名	うち猟友会 5 名出席
平成 31 年 1 月 21 日	処理場の業務委託等 の変更に係る説明会	26 名	うち猟友会 15 名出席

2. 事業実施状況

(1) 囲い罠によるエゾシカ捕獲事業について

- 実施担当：猟友会浦河支部浦河分区
- 実施期間：①平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 7 月 31 日
②平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 25 日

■ 捕獲実績：

期 間	オス	メス	計
4/1～7/31	12 頭	15 頭	27 頭
10/1～12/22	11 頭	13 頭	24 頭
合 計	23 頭	28 頭	51 頭

(2) 浦河町野生鳥獣処理場の運営について

- 実施担当：猟友会浦河支部荻伏分区
- 処理頭数：2,005 頭
[内訳] ①有害捕獲 1, 890 頭 (H30.4～12月、H31.2～3月)
②一斉駆除 41 頭 (H31.1月・2月)
③囲い罠 51 頭 (H30.4～7月、10～12月)
④その他搬入 23 頭 (一般狩猟、死亡鹿等回収)
- 開設日数：279日 (毎週火曜日定休)
- 有害捕獲許可期間における搬入頭数の割合
[有害捕獲搬入頭数] / [搬入頭数]
1, 890 頭 / 2, 005 頭 = 94. 3%

3. その他報告 (参考)

≪別添資料 1 のとおり≫

- ① 平成 30 年度有害鳥獣捕獲実績
- ② 平成 30 年度エゾシカ一斉駆除実施状況
- ③ 平成 30 年度浦河町鳥獣被害対策事業実績
- ④ 平成 30 年度対象鳥獣捕獲参加証明書の交付状況

平成30年度収支決算

収 入

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
補 助 金	10,228,000	9,390,479	837,521	浦河町
雑 収 入	0	42	△42	預金利息
合 計	10,228,000	9,390,521	837,479	

支 出

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
賃 金	4,069,000	3,238,000	831,000	
囲い罟	252,000	288,000	△36,000	
処理場	3,817,000	2,950,000	867,000	
旅 費	478,000	420,141	57,859	
囲い罟	202,000	204,800	△2,800	
処理場	276,000	215,341	60,659	
需 用 費	4,957,000	5,197,610	△240,610	
消耗品費	330,000	360,525	△30,525	
燃料費	3,763,000	3,919,282	△156,282	処理場
電気料	227,000	259,256	△32,256	処理場
飼料費	18,000	17,027	973	囲い罟
修繕費	619,000	641,520	△22,520	処理場焼却炉修繕ほか
役 務 費	261,000	144,770	116,230	
保険料	78,000	41,954	36,046	労災保険料
振込手数料	41,000	40,176	824	
ごみ処理手数料	120,000	46,780	73,220	
し尿処理料	22,000	15,860	6,140	処理場
委 託 料	313,000	0	313,000	食美樂鹿搬入処理委託ほか
使用料及び賃借料	150,000	290,000	△140,000	囲い罟捕獲車両借上ほか
負担金補助及び交付金	0	100,000	△100,000	広域協議会への負担金
合 計	10,228,000	9,390,521	837,479	

収入総額 9,390,521円－支出総額 9,390,521円＝ 0円(翌年度繰越)

監 査 報 告

先般、当協議会の会計処理について、支出伝票、現金出納帳及び預金通帳等関係書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しましたので、報告します。

平成31年4月24日

監 事 日高農業改良普及センター
 次 長 宗 像 政 美

日高東部森林組合
代表理事組合長 小 原 庸 行

議案第 1 号

平成 31 年度 事業計画（案）について

1. エゾシカによる鳥獣被害対策事業

罠い罠による捕獲事業及び浦河町野生鳥獣処理場の開設運営について

- ・平成 31 年より罠い罠及び処理場の運営を業務委託。
- 委託業者：株式会社アイコンズ 代表取締役 三上 昌彦
(札幌市中央区南 1 条西 7 丁目 12 番 6 号)
- 契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- 契約金額：7, 114, 800円(税込)
- 委託内容：浦河町野生鳥獣処理場の開設運営(毎週月曜午後/火曜日定休)
罠い罠による捕獲事業

2. 運営部会の開催

- 開催目的：鳥獣被害防止のための施策に係る協議
- 開催回数：年間概ね 2 回
- 会議構成：猟友会浦河支部浦河分区並びに荻伏分区、浦河町役場鳥獣被害対策室(事務局)

3. その他

- 今年度の有害鳥獣捕獲計画 <<別添資料 2 のとおり>>

議案第2号

規約の改正について

平成31年4月1日より浦河町野生鳥獣処理場の業務を民間事業所へ委託することとなりました。

今後における事業の推進・遂行にあたり当該事業所が協議会の構成員として必要であると判断したことから、構成員として加えるものです。

<現行>

別表（第4条）

団 体 役 職 名
浦河町長
ひだか東農業協同組合代表理事組合長
日高東部森林組合代表理事組合長
北海道猟友会浦河支部浦河分区長及び副分区長
北海道猟友会浦河支部荻伏分区長及び副分区長
日高農業改良普及センター次長

↓

<改正後>

別表（第4条）

団 体 役 職 名
浦河町長
ひだか東農業協同組合代表理事組合長
日高東部森林組合代表理事組合長
北海道猟友会浦河支部浦河分区長及び副分区長
北海道猟友会浦河支部荻伏分区長及び副分区長
日高農業改良普及センター次長
浦河町野生鳥獣処理場の受託事業者

浦河町鳥獣被害防止対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、浦河町鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、浦河町役場鳥獣被害対策室に事務局を置く。

（目的）

第2条 この協議会は、浦河町における野生鳥獣の農林畜産物に対する被害状況を的確に把握し、町内における被害防止対策を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、目的達成のため次の事業を行う。

- （1） 鳥獣被害の防止に関する施策に関すること
- （2） 関係機関、団体等との連絡調整に関すること
- （3） その他目的達成のため必要な事項に関すること

（構成員）

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 監事 2名

2 会長は、町長があたる。

3 副会長及び監事は、第4条の構成員の中から総会において選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長又はその代理人が務める。

3 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 第4条に掲げる構成員はあらかじめ会長の承認を得て、当該構成員の所属する団体等の他の職員を代理人として会議に出席させることができる。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて有識者等の出席を求めてその意見又は説明を聴取することができる。

（部会の目的及び設置）

第10条 会長は、鳥獣被害の防止のための施策に係る運営上の取り扱いについて、協議及び決定するために、運営部会を設置することができる。

2 前項の運営部会は、事務局、北海道猟友会浦河支部浦河分区及び荻伏分区で構成するものとする。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務処理及び会計処理)

第 12 条 協議会事務局の事務処理及び会計処理については、浦河町に準じる。

(雑則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年9月18日から施行する。

この規約は、平成22年8月25日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年10月19日から施行する。

この規約は、平成26年5月8日から施行する。

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

別表(第4条)

団 体 役 職 名
浦河町長
ひだか東農業協同組合代表理事組合長
日高東部森林組合代表理事組合長
北海道猟友会浦河支部浦河分区長及び副分区長
北海道猟友会浦河支部荻伏分区長及び副分区長
日高農業改良普及センター次長
浦河町野生鳥獣処理場の受託事業者

議案第3号

役員改選について

現役員の任期満了に伴い、協議会規約第8条の規定に基づき役員改選を行う。
会長については、規約第5条第2項の規定により町長があたる。

副会長及び監事については、規約第5条第3項の規定により協議会構成員の中から選任する。

	改選前	改選後
会 長	浦河町長 池田 拓	浦河町長 池田 拓
副会長	ひだか東農業協同組合 代表理事組合長 谷川 利昭	
監 事	日高農業改良普及センター 次長 宗像 政美	
監 事	日高東部森林組合 代表理事組合長 小原 庸行	